

勤務時間中の他所の社員の運転する事業用車で出勤！！**普通の社員がやったら「業務妨害」！****管理者なら何をしてもいいのか！**

7月12日の午前7時15分頃、勤務時間中の修繕車両所社員の運転する事業用車で大阪交番検査車両所の丹藤検修科長と露口助役が交検の庁舎に出勤しました。それを見た社員が露口助役に「修繕車両所の社員は勤務時間中ではないのか」「そういう他所の社員に車で送らせるのは問題ではないのか」と尋ねたところ『こちらから乗せろとは言っていない』ということでした。社員が「もし乗りませんかと言われても、業務中だから作業に戻りなさいと言うのが筋ではないのか」と言うと『意見としては聞いておく』ということでした。

私たちが所属する労働組合の窓口を通じて関西支社に確認したところ『交検庫の庫出しの時間帯と通勤回送の時間帯がぶつかり回送から降りる社員の安全確保のために行く業務があったので急いでいて、そこに修繕車両所の車が来て乗っていいですよということで乗せてもらった』『業務の必要性があればいいが、なければ駄目である』『今回の行為は誤解を受ける行為であり好ましくない』と2名の管理者には注意をした』ということでした。

「通勤回送を降りる社員の安全確保のために急いでいた」という割には、露口助役は午前7時40分頃に大交両庁舎4階の測定解析室にいました。今回関西支社の明らかにした「理由」が取り繕ったものかどうかは別にして、「管理者なら何をしてもいいのか」「同じことを社員がやったら他所の業務を妨害した」と言われるのではないのでしょうか？！

社員の皆さんはどう思いますか！